

弘前ねぶたまつり合同運行の実施における
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン

弘前ねぶたまつり合同運行安全会議

令和4年6月19日策定

令和4年7月7日改定

目次

1. はじめに	p 1
2. 感染防止のための基本的な考え方	p 1
3. 代表者及び管理者が講じるべき具体的な対策	p 2
(1) 運行前日までの感染症対策	p 2
(2) 運行前（待機時）の感染症対策	p 3
(3) 運行中の感染症対策	p 4
(4) 運行後の感染症対策	p 5
(5) 新型コロナウイルス感染症の疑いもしくは発症者が生じた場合	p 5
① 感染疑い時の対応	p 5
② 感染発生時の対応	p 5
4. 巻末資料	
○関係者連絡先等参考資料	○報告書
○【代表者用】参加者に発熱などの症状がある場合の連絡フロー	
○【参加者用】発熱などの症状がある場合の連絡フロー	

1. はじめに

本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の影響により2年連続で中止となった弘前ねぶたまつり合同運行の3年ぶりの開催に伴い、先人によって脈々と受け継がれてきた歴史と伝統ある弘前ねぶたの文化・伝統を継承、振興するために、合同運行時の新型コロナウイルスの感染防止対策として、実施すべき基本的事項を定めるものである。

ねぶた団体代表（以下、代表者という。）及び運行管理者（以下、管理者という。）は、対処方針の趣旨や内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、各団体の特性に応じた創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組む。

なお、このガイドラインは青森県危機対策本部が定める「イベント開催制限の考え方」及び「青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策事例集」等を参考に、現時点で危惧されている代表的な感染リスクや地域での感染状況等を総合的に勘案して作成しているものであり、今後の感染状況等を踏まえ、改定するなどより内容の充実を図っていくものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

代表者及び管理者は、運行の規模や形態を十分に踏まえ、運行に参加する者（以下、参加者という。）への新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、「三密」（※）と呼ばれる3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、運行中の自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することとする。

- 「三密」
- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
 - ②密集場所（多くの人々が密集している）
 - ③密接空間（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）

3. 代表者及び管理者が講じるべき具体的な対策

団体の代表者及び管理者においては、「運行前日」、「運行前」、「運行中」、「運行後」のそれぞれにおいて以下の感染防止対策を講じるものとする。

(1) 運行前日までの感染症対策

- 一般的に会食、特に飲酒を伴った場面での感染リスクが危惧されていることから、飲酒を伴う会食は禁止とする。
- 事前に参加者の連絡先を把握することとし、新型コロナウイルス感染症の疑いもしくは発症がある場合等の緊急な連絡体制を構築できるよう参加者の連絡先一覧（参加者リスト）を作成する。
- 「参加者リスト」は日ごとの参加者がわかるよう代表者もしくは管理者が管理する。
- 緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置が発令されている都道府県からの参加が見込まれるものについては、事前に代表者もしくは管理者が連絡をとり、参加の意思を確認する。なお、参加することが判明した場合は非感染を証明できる対応（検温、陰性である検査呼吸器系に異常がないか7日間の健康観察やPCR検査等陰性証明書）を行ったうえで参加するよう事前に周知する。
- 感染予防のため、参加者に対し以下について事前に周知する。
 - 自宅で検温してから参加する。
 - 発熱（37.5℃以上）や咳・咽頭痛等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（注1）がある方、同居家族や身近な知人の感染が疑われる方、厚生労働省が公表している「日本入国時の検疫措置」において、定められている待機期間中に入国者との濃厚接触（注1）がある方は代表者に連絡のうえ参加しない。
 - 咳エチケット、マスクの着用の徹底、手洗いや手指消毒を徹底する。
なお、マスクの着用については、厚生労働省が公表している「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に則り、会話をほとんど行わず、社会的距離2m（最低でも1m）を確保できる場合は、熱中症の観点からも外すこともできる。ただし、就学前児のマスクの着用については一律には求めない。
 - 大声での発声がある場合は、社会的距離2m（最低でも1m）を確保し、大声での発声がない場合は、人と人が触れ合わない距離を確保する。
 - 運行時に着用した衣類はこまめに洗濯し、前日に使用した衣類は使用しないよう周知する。

- 接触確認アプリについて、参加者や観覧者へ事前にインストールしてもらうよう周知を行う。

(2) 運行前（待機時）の感染症対策

- マスク着用や手洗い手指の消毒を徹底する。

なお、マスクの着用については、厚生労働省が公表している「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に則り、会話をほとんど行わず、社会的距離 2 m（最低でも 1 m）を確保できる場合は、熱中症の観点からも外すこともできる。ただし、就学前児のマスクの着用については一律には求めない。

- 参加する前に自宅で検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合には代表者に連絡のうえ医療機関を受診する。
- ねぶた小屋等の待機場所に家族以外と乗り合いでくる場合は、窓を開放するなど車内でも密にならないよう工夫する。
- 待機場所にきた際、以下に該当する場合は運行への参加を取りやめさせる。
 - 参加前に検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（注1）がある場合
 - 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合
 - 厚生労働省が公表している「日本入国時の検疫措置」において、定められている待機期間中に入国者との濃厚接触（注1）がある場合
 - マスクの着用にご協力いただけない場合
 - その他管理者が感染の危険性があると判断される場合
- 代表者及び管理者は、ねぶた小屋等の待機場所にて「参加者リスト」を基に当日の参加者の参加状況を把握するとともに手指消毒を徹底する。
- 参加者が触れると想定される箇所（牽引棒、引綱、灯籠、提灯等）は事前に消毒する。ただし、消毒が難しいと想定される箇所については、手袋を着用するなどの工夫を行う。
- 大声での発声がある場合は、社会的距離として 2 m（最低でも 1 m）を確保し、大声での発声がない場合は、人と人とが触れ合わない距離を確保する。

- 一般的に会食、特に飲酒を伴う場面での感染リスクが危惧されていることから、飲酒は禁止とする。また、飲食についても原則禁止とし食事は自宅等で事前に済ませる。なお、やむおえず食事をする際は、個包装のものを個人が食する形態のもののみ可とするが、食べ歩きは禁止とする。ただし、水分補給については、個人所有の水筒、ペットボトル等の使用は可能とし、参加者同士の飲み回しや、コップの使いまわしは行わない。
- 唾液飛沫が付着したゴミが的確に管理されるように蓋つきのゴミ箱を設置する。
- 笛や太鼓の待機中の演奏は飛沫感染防止リスクが高まるため極力行わない。

(3) 運行中の感染症対策

- 大声での発声がある場合は、社会的距離 2 m（最低でも 1 m）を確保し、大声での発声がない場合は、人と人が触れ合わない距離を確保する。
- 運行途中での飛び入り参加は、感染予防対策の実施の有無の判断ができないため認めない。
- 飛沫感染防止のためマスク（笛の演奏時は笛専用シールド等）の着用を必須とする。ただし、息苦しいなど呼吸に支障をきたす場合は、下記の要件を守ることによってマスクを外すことも可能とする。
 - 呼吸を整える行為のみとし、発声行わないこと。
 - 社会的距離 2 mを確保すること。

なお、マスクの着用については、厚生労働省が公表している「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に則り、会話をほとんど行わず、社会的距離 2 m（最低でも 1 m）を確保できる場合は、熱中症の観点からも外すことができる。ただし、就学前児のマスクの着用については一律には求めない。
- 飲食は原則禁止とする。ただし、熱中症対策として、個人所有の水筒、ペットボトル等の使用による水分補給は可能とする。
- 掛け声をかける場合には、社会的距離 2 m（最低でも 1 m）を確保すること。また、必要に応じて拡声器等の使用や事前に録音した音声を流すなど、大声での発声は極力行わないよう工夫する。
- お囃子を演奏する際は以下について厳守する。
 - 楽器（太鼓のバチ、笛、手摺鉦等）は共有しない。
 - 大声での発声がある場合は、社会的距離 2 m（最低でも 1 m）を確保し大声での発声がない場合は、人と人が触れ合わない距離を確保する。

- 牽引ロープを使用する場合も、大声での発声がある場合は2 m（最低でも1 m）の社会的距離を確保し、大声での発声がない場合は人と人が触れ合わない距離を確保する。ただし、普段から一緒に生活している家族についてはこの限りではない。
- 本ねぶた、町印の牽引についても、大声での発声がある場合は、社会的距離2 m（最低でも1 m）の距離を確保し、大声での発声がない場合は人と人が触れ合わない距離を確保する。
- 沿道の観客との接触（物品を手渡す等）を伴うパフォーマンスは禁止とする。
- 運行中のバケツ水（飲用、手洗い用、笛用）は禁止とする。

（4） 運行後の感染症対策

- 児童へのおやつ等の配布は、手指消毒を行ったうえで配布する。
- 運行現場での飲酒は禁止とし、運行後は速やかに解散する。なお、熱中症対策として、個人所有の水筒、ペットボトル等の使用による水分補給は可能とする。
- 運行に使用した楽器、道具、および牽引棒等、人が触れた箇所の消毒を徹底する。
- ねぶた小屋及び小屋の敷地における飲酒は禁止とし、各団体の最終運行日の終了後の飲食会は少人数程度に抑えること。

（5） 新型コロナウイルス感染症の疑いもしくは発症者が生じた場合

① 感染疑い時の対応

- 参加者は、参加前あるいは参加中に次の条件に該当した場合、医療機関、県コールセンターもしくは受診・相談センター「弘前保健所」（以下、保健所という。）への報告と代表者に連絡した上で参加を取りやめ、医療機関を受診する。
 - 37.5℃以上の発熱がある場合（目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なるため、37.0℃未満でも発熱にあたる場合あり）
 - 咳、のどの痛みなど風邪症状がみられる場合
 - 味覚や嗅覚に異常（味がわからない等）、強い倦怠感など、新型コロナウイルス感染症の特徴となる症状がみられる場合

- 代表者は濃厚接触（注 1）者への参加見合わせ連絡のほか、それ以外の参加者への連絡、運行の中止（再開）などの指示をする。

② 感染発生時の対応

- 感染が確認された場合、運行は中止とし、再開は保健所の指示に従って対応
- 代表者は、弘前ねぷたまつり合同運行安全会議に対し、個人情報の取扱いに留意しながら、参加者に感染者が発生した旨を電話にて連絡し、後日、報告書（様式あり）にて共有する。

注 1 「濃厚接触」：対面で互いに手を伸ばしたら届く距離で 15 分以上接触があった場合



4. 巻末資料

○ 関係者連絡先等参考資料

▽各種連絡先

○弘前ねぶたまつり合同運行安全会議事務局（弘前市観光課誘客推進係）	TEL：0172-40-0236 土日・祝日・年末年始を除く8時30分～17時00分
○県コールセンター （新型コロナウイルス感染症コールセンター）	TEL：0120-123-801 フリーダイヤル、24時間受付（土日・祝日含む）
○受診・相談センター（弘前保健所）	TEL：0172-33-8521

▽参考サイト

サイト名	URL	QRコード
青森県新型コロナウイルス感染症 総合サイト	https://stopcovid19.pref.aomori.lg.jp/	 https://stopcovid19.pref.aomori.lg.jp/
新型コロナウイルス感染症対策ポスター －（青森県からのお願い） 【※青森県庁ホームページより】	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/koho/stopcovid19poster.html	 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/koho/stopcovid19poster.html

令和 年 月 日

報告書

弘前ねぷたまつり合同運行安全会議 会長 殿

団体名：_____

代 表：_____

令和 年 月 日に当団体で発生した新型コロナウイルス感染症患者における発生または発生の疑いの経緯について下記のとおり報告いたします。

記

1. 発生状況 発生 発生の疑い

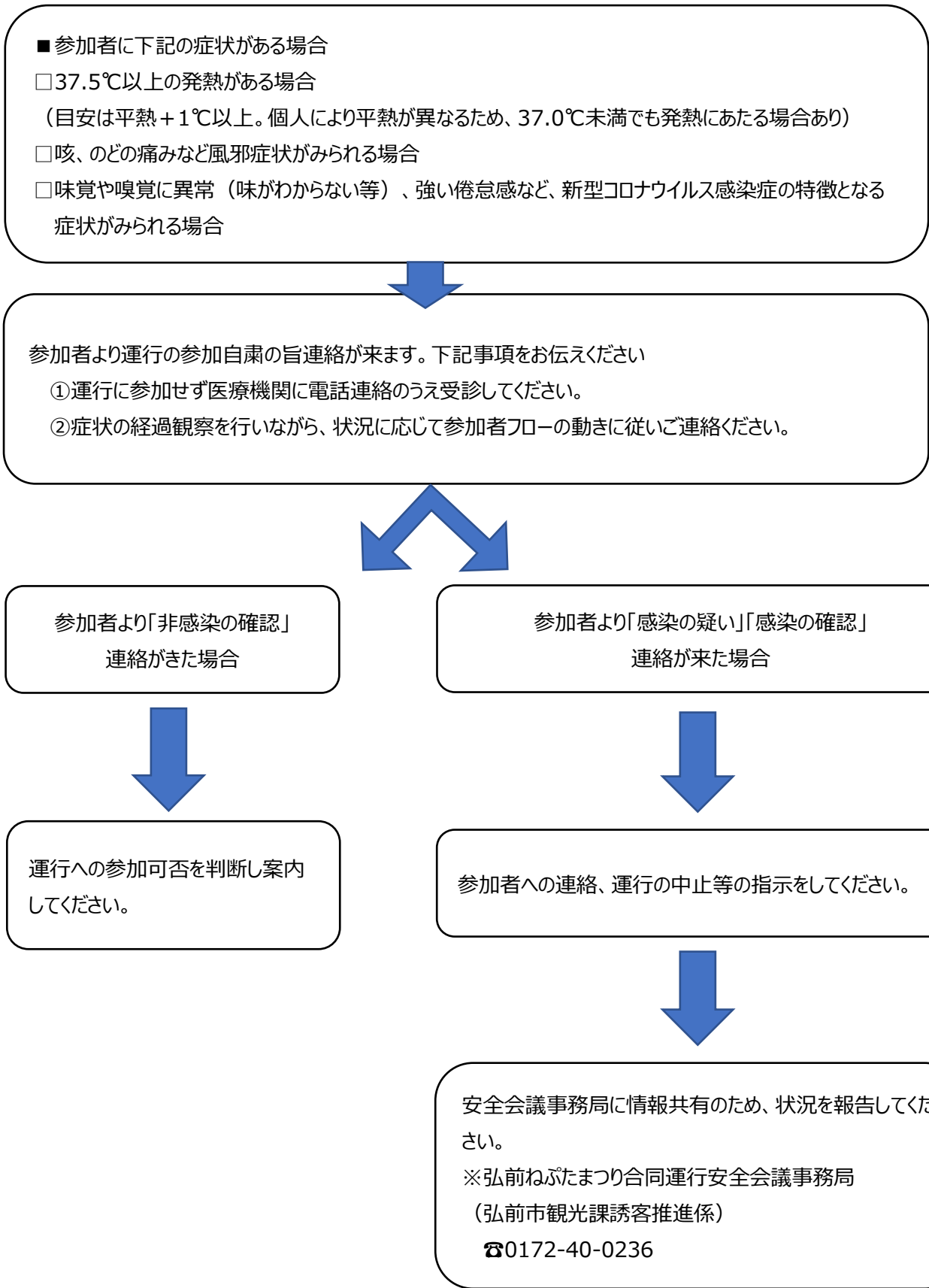
2. 発生までの経緯

3. 発生時の対応

4. 発生後の対応

以 上

【代表者用】参加者に発熱などの症状がある場合の連絡フロー



【参加者用】発熱などの症状がある場合の連絡フロー

■下記の症状がある場合

□37.5℃以上の発熱がある場合

(目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なるため、37.0℃未満でも発熱にあたる場合あり)

□咳、のどの痛みなど風邪症状がみられる場合

□味覚や嗅覚に異常(味がわからない等)、強い倦怠感など、新型コロナウイルス感染症の特徴となる症状がみられる場合

- ①運行に参加せず医療機関を受診してください。
- ②症状があり参加をしない旨をねぶた団体代表に連絡してください。
(代表者名：〇〇 〇〇、☎：000-0000-0000)
- ③参加者は体温を測定し、症状に変化があるか観察してください。

新型コロナウイルス感染症
患者と接触したなど、心当
たりがある場合

かかりつけ医等がいる

かかりつけ医等がない

【医療機関】
※診療検査に非対応

対応可能な医療機関
を紹介してもらう

県コールセンター(新型コロ
ナウイルス感染症コールセン
ター)へ連絡し相談してくだ
さい。

☎0120-123-801
フリーダイヤル、24時間受付
(土日・祝日含む)

受診・相談センター(弘
前保健所)に連絡し、
PCR検査等を受けるな
ど指示に従ってください。

※受診・相談センター
(弘前保健所)
☎0172-33-8521

【医療機関】※診療検査に対応

必要に応じて検査するなどかかりつけ医等の指示に従ってください

医療機関や保健所に連絡した旨をねぶた団体代表に連絡して下さい。

「非感染」を確認

「感染の疑い」もしくは「感染」を確認

症状が改善した旨をねぶた団体代表に連絡し、代表の指示に
従って運行に参加してください。

ねぶた団体代表に報告してください。
医療機関等の指示に従って療養してください。